

無知の責任と無知による行為の責任

太田 雅子

キーワード：無知による行為、ギデオン・ローゼン、有責性、アクラシア、属性

悪い行為は非難される。行為がよからぬ影響または結果を生じさせたことを目の当たりにした第三者は、当初はその行為者を非難する。しかし、自らの行為がよからぬ結果を引き起こすことを知らなかったり、そうすべきでないことを知らなかったりした場合は、行為に対する非難は取り下げられ、あるいは差し控えられることがある。そして、非難の取り下げ・差し控えは通常「責任の免除」を意味する。

非難と責任の関係は複雑である。両者は必ずしも相関関係をなすとは限らない。非難はされなくても責任を問われることもあれば、非難はされても責任を負わなくてよい事例もあるだろう。しかし、本稿で行う考察プロセスを明確化する目的で、ここではあえてローゼンにならない「責任がある」と「非難される」と等価のものとして捉えたいと思う(Rosen [2004], 296)。

このように捉えたとき、「有責な無知 (culpable ignorance)」という語は、「責任のある無知」と同義と見なすことができる。すなわち「知らなかったからといって責任を免れることはできない」という含意が読み取れる。「有責な無知」の議論は、知らないということが責任および非難を免れる決定的な要因になりうるか、なるとしたらなぜそれらの回避を可能にするのかを争うことになる。

本稿では、ギデオン・ローゼンによって提示された「責任の懐疑論的論証」の検証を通じて、その論証が無知による行為の責任追及の実情に即しているかをいくつかの事例の分析とともに明らかにする。有責な無知の道徳的有責性を追及する際には「なぜ道徳的責任があるのか」という観点から有責性の立証を行うアプローチが多く見られるが、ローゼンはしばしば「なぜ道徳的責任が(立証でき)ないのか」を示すという特異なアプローチを実践しており、刑法上明らかに有責である人物の事例の免責をも試みている(ローゼン[2014]における Erdemović 事例など)。ローゼンのように無知による行為の責任免除にもつながりうる分析の方向性には、道徳的観点からは多くの反感が寄せられるかもしれない。曰く、「知ろうが知らなからうが結果が重大であれば当然行為者には責任がある」「知らなかったというのは単なる弁解で責任逃れにはならない」などなど。本稿で挙げる諸事例では、行為者が非難された際に発する「〇〇であること(△△してはならないこと)を知らなかった」という発言が言い訳ではなく正当な理由であると仮定して議論を進める。また、上記で挙げられたような結果論的な非難からは極力距離を置きつつローゼンの論証の妥当性を検証する。

第1・2節では、論証の出発点においてローゼンが提示した「起源的責任」と「派生的責任」の区別のもとで、無知による行為の責任を派生的責任として位置づけていることを確認するとともに、懐疑的帰結がどのように導かれているかを概説する。第3節では、ローゼンが論証内で指摘している「行為の因果的歴史における有責行為および怠惰」に焦点を定め、責任の有無の多くは行為者の「属性」に左右され、過去の有責行為や怠慢も「属性」概念のもとで捉えることにより懐疑をまめがれる可能性を示す。第4節では、「意志の弱さ」よりも限定的に理解された「アクラシア」について、それと類似した特徴をもつ「自己欺瞞」という心理状態との比較により、アクラシアが責任の不確定性につながるものではないことを示す。以上の考察を踏まえて第5節では、現代における無知そのものへの非難の問題にどう対処していくべきかの指針を示す。

1. 起源的責任と派生的責任

ローゼンはまず「派生的責任(delivative responsibility)」と「起源的責任(original responsibility)」の区別から話を起こす。ある男が急に錯乱して近くの店に押し入って暴力を振るった。彼に道徳的責任（法的責任ではなく）が生じるかどうかを判断するには状況をよく見なければならぬ。ちょっと前に遭ったトラブルのことを考えていたら急にむしゃくしゃしたので店に押し入って暴れたのであれば当然「責任あり」とされるだろう。だが、店に押し入る少し前に気分を高揚させる（それ自体は合法的である）薬を飲んだとしたらどうだろう。その際には場合分けが必要である。もし「これを飲むと元気がでるから疲れたときとかに試してみるといい」と友人が勧めてくれたものをそのまま信じ込んで飲んでしまい、その結果店に押し入ることになったのであれば、その行為は薬の効能ゆえのものであり、ローゼンによれば彼に責任はない。ただ、彼がその薬の副作用や危険性をもつ薬かをよく知ったうえで飲んだのであれば、薬物服用に関して彼には責任が生じる。つまり、店に押し入って暴力行為に及んだ行為自体は薬の作用なので責任が発生しないが、その原因となった薬の服用に関しては、薬の効能を知ったうえで行ったのであれば責任が生じるのである。ローゼンは、行為を生じさせた原因および状況に対して問われる責任を「派生的責任」と呼び、そうでないものを「起源的責任」と呼んでいる。

【派生的責任】

X の A に関する責任が派生的なのは、X がそれとは別の行為 B について責任があるがゆえにのみ、A について責任があるときである(Rosen [2004], 299)

薬やその他の要因の影響ではなく自発的かつ意図的に店に押し入った場合、そこで問われる責任は「起源的責任」となる。ローゼンは、派生的責任は起源的責任を前提すると述べている。すなわち、「X が A について有責であるならば、A 自体が起源的責任の中核(locus)にあるか、A の因果的歴史の中のどこかにそのような中核があると仮定する」(Rosen[2004],299)。後者の仮定によれば、無知による行為の責任は派生的責任である。なぜなら、無知による行為の責任は、当該行為に先立って、無知の状態に陥る要因となるものに由来するからである。

論証の出発点として、無知から生じた行為に責任が問えるための条件をローゼンは次のように提示する。

(1) X が A を行ったならば、その行為で X が責められるのは、それを行う際の彼の無知が有責であるとき、そのときのみである

(1) において X が知らなかったことを P としよう。そのとき、

(2) X が P を知らなかったことで責められるのは、X の無知が（当該行為に）先立つ有責な行為および怠慢の結果であるとき、そのときのみである

と分析される。(1) と (2) から、無知による行為に責任があるかどうかは、当該行為における無知の理由や原因を遡って道徳的非難に値する有責性や怠慢が見い出されるかによって判定されることになる。

2. 論証の中核：アクラシア

あることを知らないで行為したがために悲劇が生じた事例をローゼンは2つ提示している。

【例1】Aは来客Bに紅茶を出す際に、砂糖入れの中にヒ素が混入していることを知らずにBに砂糖を勧め、紅茶に砂糖を入れて飲んだBは死亡した。

【例2】Cは医師であり、ある患者の手術をする際に、輸血用の血液の型が患者の血液型と異なっていることを知らずに手術を行い、患者を死に至らしめた。

2つの事例に共通するのは、これらが無知から生じた行為であることである。【例1】では、Aは砂糖にヒ素が混入していることを知らなかった。【例2】のC医師は、患者の手術に必要な輸血用血液とは異なる型のものが用意されていたことを知らなかった。

「知らないで行為した」ことに道徳的責任が問えるかを考える際に、ローゼンはそれを「アクラシア」として捉える。ここで注意しなければならないのは、ローゼンが「アクラシア」と呼ぶ状態が、私たちが通常「意志の弱さ」と理解しているものとはやや異なる点にある。ローゼンの「アクラシア」が、自分がすべき最善のことが何であるか、そのために何をすべきかを理解していながらそれらの判断に背く行為をすることであるのに対し、「意志の弱さ」は「すべきことがあるという判断が何らかのきっかけで揺らいだ結果別のことを行う」事例である[Rosen (2004), 309]。ローゼンによれば、(2)で言及された「行為に先立つ有責な行為および怠慢」は、Pを知っておかなくてはならないということがわかっているがそれを知らずしなかったことに他ならない。これはまさしくアクラシアである。よって以下の(3)が成り立つ。

(3) Xの悪しき行為に責任があるならば、その責任は真正のアクラシアに基づくものでなければならない

ローゼンは「すべきことがあるという判断を保持したままで別の¹ことを行う」ことを真正のアクラシアとしており、ローゼン自身も認める通り（そしてこの点が彼の論証を懐疑的たらしめているのであるが）アクラシアは実は無知の状態ではない。何を行うべきかを行為者はすでに知っており、その上で非難すべき行為を行っている点で怠慢のそしりを受けるのである。

輸血用血液を取り違えたC医師は、異なる血液型をもつ血液の輸血が患者の生命を危機に陥れることは知っている。彼が知らなかったのは、手元にある血液が本来患者に輸血するはずの型の血液ではないということである。そして、取り違えを防ぐ手段（カルテの再確認、同僚へのリマインドの依頼）などを怠った。この怠慢はローゼン型のアクラシアに当てはまり、その点において医師は医療ミスの法的責任のみならず、道徳的責任も負うことになる。

よって、先の(1)~(3)は

(4)すべての非難すべき悪い行為は真にアクラシア的な行為および怠慢の因果的帰結でなければならない

と集約される。この「アクラシア」は、無知の行為の責任を問う際にパラドックスを突きつける。アクラシア自体は無知の状態ではない。実際に実行には移さないにしても、本来何をすべきであったかは「知っている」からである。さらに、無知による行為の責任が無知ではない状態に依拠して帰属されることも問題視される。

ローゼン型のアクラシアな行為者は無知を言い訳にすることができない。ローゼン型アクラシアでは彼（女）は無知ではないからである。他方、アクラシアな行為者は「正しい行為をできなかった」ことを言い訳にすることもできない。アクラシアな行為者が正しいことを行えないとする理由はないからである（Rosen [2004], 308）。そして、「真正のアクラシア的な行為」というのは極めて特定が困難であるとローゼンは述べている。第三者からはアクラシアに見えても行為者本人にとっては単なる判断の保留であるかもし

れず、あるいは、あることを実行に移すと宣言しておきながらいつまでも着手しないかあるいは先送りにするような事例など、いわゆる「意志の弱さ」に由来する諸々のまぎらわしい事例はローゼンの言う真正のアクラシアとは区別しにくい。神の視点にでも立たないかぎり、私たちは道徳的無知によって責任を問われる際に、真正のアクラシアによって有責となるのか、それとも過去の有責あるいは怠慢な行為によって有責となるのかを知ることができない。よって、

(5)すべての非難すべき悪い行為が有責でない無知に基づいてなされた可能性を排除できない

(Rosen[2004], 309)

という懐疑論が導かれる。

以上のローゼンの論証は、責任帰属において結果責任を重視しがちな一般的傾向とは相容れず、(彼自身が明言しているように)法的責任とは独立した形で道徳的責任を問う方針を示している点で通常の道徳的責任の捉え方とは一線を画している。とはいえ、懐疑的論証の少なくとも(1)～(3)は、他者の行為に対する責任帰属のしかたとさほどかけ離れているわけではないように見える。のちに取り上げるように、知識のなさを怠慢さや意志の弱さと結びつけて非難する傾向は日常でもよく見られる。しかし、ローゼンの論法の特徴は、そこから責任帰属の不確定性を導く点にある。

そこで本稿ではローゼンの懐疑的論証に対し2つのアプローチを試みたいと思う。ひとつは無知による行為の責任において行為者の「属性」が果たす役割への着目であり、もうひとつは—おそらくこちらはより重要であるが—ローゼンの「アクラシア」の捉え方における問題点である。以下ではこれら二点を順に検証してゆく。

3. 行為者の「属性」

前節の例をそれぞれ「知らなかったのだから責任は問えない(非難するにはあたらない)」と評価できるかどうかにはなお異論があるだろう。【例2】がローゼンの前提(2)に当てはまることはわかりやすい。【例2】では、少なくとも血液型取り違えのほうが砂糖へのヒ素混入よりも生じる可能性は高く、その対策として、カルテの確認や第三者へのリマインド依頼などの方法があるわけだが、C医師はそれらの手段を行使しなかった。無知の状態を脱するための手段を講じなかったがゆえに、輸血予定のものとは別の型の血液が準備されていたことを知らなかったことは責任を問われるだろう。しかしローゼンの論証では、彼自身によるアクラシアの理解ゆえに有責かどうか不明確となる。

他方【例1】はどうか。来客に供する砂糖にヒ素が混入しているようなことはそうそうありえないだろうから、砂糖が本当に砂糖であるかどうかを確かめるというのはAが配慮すべきことのうちには含まれないように思われる。Aの行為には責任の有無を決定づける「先立つ有責な行為や怠慢」は見られない。だが、(この点は山口2018やHarman2011で示唆されているが)、無知ゆえの行為は起源的責任たりえないとローゼンは述べている。ローゼンにとっては無知の行為の責任は派生的責任なので、行為の因果的歴史に何らかの欠陥が見出されなければ行為自体が有責かどうかを問えない。

責任帰属の可能性を模索するために、次のような【例1】の改変版【例1'】を考えてみよう。Aは子供の頃、何かの間違いで少量のヒ素を口にして生死の境をさまよったことがあった。あるいはこう想定してもいい。Aは誰かに恨みを買って、同じように砂糖にヒ素を入れられて生命の危機に陥ったことがあった。以来、白い砂糖にはいつも警戒心がぬぐえず、自分でコーヒーや紅茶を飲むときには常にブラウンシュガーや黒砂糖を用いていたのだが、たまたまオフィスには白い砂糖しかなかった。白い砂糖に警戒心があったのなら「あいにく砂糖を切らしてしまして」と言って砂糖を出さないこともできた。にもかかわらず客人に白い砂糖を勧めてしまったのならそれはAの不注意であり、ローゼンのいう「怠慢」に当てはめられる。

ヒ素に入れ替わっているとは知らずに砂糖を勧めてしまい相手を死に至らしめた点では同じなのに、道徳的責任の有無に関して【例1】と【例1'】で違いが生じるのはなぜか。ここでローゼンの論証を素直に受け止めるべきだろうか。本稿では、無知による行為の責任について論じるにあたり、その明暗を分けるのは、行為者のいわば「属性」であるということに注意を喚起したい。無知による行為の責任追及には行為者の「属性」や状況も重要な意味をもつ。急いで付け加えねばならないが、このことは「どういう人物かによって責任の有無が左右される」という意味ではない。とりわけ「どういう人物か」が指すのが人格や性格のことであれば本稿の趣旨ではない。そうではなく、行為の際の無知が責任帰属に及ぼす影響が、その人の職業やライフヒストリーなどの属性によって異なってくる場合もあるということをここで主張したいのである。

例えば医師や弁護士など特定の知識をもつことが資格取得の要件とされている職種にある人物の場合、それらのうち一つの知識の欠如は患者や依頼人の人生を左右しかねないという意味で致命的であり、その欠落のもとでなされた行為は道徳的責任を免れ得ないだろう。この観点からすると、【例1】でいえば、ヒ素が入っていることを知らずに砂糖を紅茶に添えたことを非難するのは酷であるように思われる。Aは医療関係者ではなく、薬品についての専門的知識もない。そのうえ、砂糖とヒ素は見かけ上の区別がつかない。Aには砂糖にヒ素が混入していることを確認する手段も、そもそもそういう想定すら頭になかった。まさか日常的にヒ素が砂糖に紛れ込むなどということがありうるとは考えにくい。しかし改変版の【例1'】ではAは自身の経験から砂糖がヒ素に混入しうることを知っていると思なされる。砂糖にヒ素が混入される可能性に気がついていながら、なおかつ白い砂糖に関する忌まわしい経験があったにもかかわらず注意を怠ったがゆえに責任を問われうる。

一方、【例2】で血液型を取り違えた医師はどのような理由があろうとも非難されるだろう。医師は異なる血液型の輸血の危険性についての知識をもつがゆえに医療行為を遂行する資格を与えられており、その知識の所有および確認能力が疑問視されるならば有責とみなされる。

【例1'】でのAの行為は、行為者A自身の個人的経験およびそこから彼女自身が導き出した道徳的規範を考え合わせれば、ローゼンの論証に照らして確実に有責となるように見える。過去に何度か砂糖とヒ素が取り違えられるという経験をした人物であるというように言い換えれば、その経験はAという人間の「属性」の一部をなすものとして捉えることができるだろう。無知による行為に責任を問えるかどうかは、行為者自身の属性、すなわち、どういう経験をした人であるか、どのような職業および資格をもつかによる。さらにその属性を成り立たせる過去および現在の規範や周囲の状況も責任追及に加味される。ハーマンも指摘している通り、行為が何らかの不幸や悪を及ぼした時点からの行為の原因をたどりそこに有責性や怠慢さを見出しただけでは有責性を判定するには不十分なのである。

しかしながら、以上の見解はローゼンの主張と齟齬をきたすものではない。なぜなら彼もまた、無知による行為が不幸や悪を及ぼした時点のことだけを問題にしているわけではないからである。とはいえ、行為者の生活歴や資格等の属性を考慮に入れて行為の発端となる無知が真に怠慢であるのかどうかを考えると、先の(2)は次のように改変してよいだろう。

(2') XがPを知らなかったことで責められるのは、Xの職務や生活歴を含む属性に照らし合わせた際に、その無知が(当該行為に)先立つ有責な行為や怠慢の結果であるときのみである。

4. アクラシアは無知による行為を懐疑的にするか

次に検証しなければならないのは、行為をする際の無知が起因するところの有責性や怠慢などが、本当にアクラシアとして位置づけられるのかどうかである。(2')を提示することにより、無知の行為の責任追及におけるアクラシアの重要性に変化が見られるようになるだろう²。行為者自身の経験や生活歴、職業も含め

た「属性」的観点による有責性の判断はローゼン型のアクラシアとはかかわりなく帰属可能だからである。例えばC医師は多忙な医療業務をこなしており、人間関係においては必ずしも円滑でない部分があった。だが、この状況はローゼンのいう「意志の弱さ」に由来するものであり、懐疑的論証がもたらす懐疑の外で有責性を問うことができる。

ローゼンはアクラシアを「すべきことがあるという判断を保持したままで別の（おそらく当初の判断とは異なる帰結を伴う）別の行為をする」と定義している。「熟慮した行為に関連する事柄について知っていなければならない。彼はそれが誤りだったことを知らなくてはならないだろう。そして彼はその状況において、すべてを考慮したうえでそれをすべきでないと知らなくてはならないだろう。彼はそのとき自分の知識に反して行為しなければならないのだ。そのような行為はアクラシア的行為の構造をもっている」（Rosen[2008], 307）。

ローゼンが規定しているアクラシアにきわめて近い状況であると思われるのは「自己欺瞞」の事例だろう。ここからは自己欺瞞を例に、ローゼンの論証においてアクラシアがもたらす懐疑的な結論を弱められることを示したい。自己欺瞞の定式化は様々ではあるが、ここでは、「Pであるという信念を保持しつつ¬Pを信じること」という定義を採用したうえでアクラシアとの近似性を際立たせるとともに、それが無知からの行為と責任の面においていかなる相違をなすかに注目して論を進めたいと思う。

経営者 D は自らの損益が多大なものであることを知りながら新規事業に乗り出し経営破綻する。D は損益額の詳細も、それが決して小さなものではないことも知っていた。ただ、その損益は新規事業の成功により挽回が可能であると信じていた。D は新規事業の成功をもってしても経営状態の挽回が不可能であることを「知らなかった」と言ってよいだろうか。D の行動が自己欺瞞であるならば、本当に「知らなかった」かどうか疑問符はつく。実際に挽回困難にあるのを知りながら逆転に賭けたのならそれは紛れもない自己欺瞞のケースとなる。

自己欺瞞は一見、その現実逃避的イメージのゆえに意志の弱さの典型のように思われるかもしれない。また、自己欺瞞者に責任を帰属させるべきかどうかに関しても様々な見解がある。例えばレヴィーは、自己欺瞞者はフィッシャーとラヴィッツァのいう「誘導コントロール³」を欠いているがゆえに責任を問えないと述べる。他方、自己欺瞞者は、真である P に比べて明らかに形勢不利な¬P を信じるためにそちらに有利な証拠の方を P を裏付ける証拠より重視し、ときには証拠の解釈を捻じ曲げる。P を信じて真実を受け入れる意志は弱くても、¬P を信じたいという欲求や意志はきわめて強く、信念のコントロール能力にも優れている。このようなタクティクスを行使しうる自己欺瞞はローゼン型アクラシアにきわめて近い事例になると思われる。P を受け入れる能力を欠いているからといって責任を免れさせるのは不条理であるとする考え方もある（太田 [2014]）。アクラシアが実は意志の弱さにとどまるものではないという（ローゼン自身が主張している）特徴に目を向けるならば、無知による行為の責任がローゼンが指摘するような懐疑的帰結をもたらすかどうかは疑問である。

自己欺瞞はアクラシアとは似て非なる現象であるが、自己欺瞞の事例をもってアクラシアの有責性を追究することは的外れに見えるかもしれない。しかし、理性的な判断が可能になるのなら、「アクラシアは無知を言い訳にできない」（Rosen [2004], 308）というよりむしろ「アクラシアは無知による行為の有責性の特徴づけとして不適切である」と言ってよいのではないか。

ローゼンへの反論を展開しているハーマンは、ローゼンの論証で扱われている無知を「信念の誤り」と解したうえで彼の論証を次のように組み立て直す。

【狭い方のレッスン⁴⁾】

もし

- (a) 誤った主張 p を信じつつ誤った行為をし、
- (b) p が正しいならばその行為は許容されるものであり、
- (c) その誤った信念が信念の誤操作によるものでなく、なおかつ
- (d) その誤った信念が動機ある無知の事例ではないならば、
その人はその行為に対して責任はない

(Harman [2011], 455-6)

ハーマンが挙げている誤信念による行為の例は、ひとを奴隷にしてはいけないということの認識をもたずに奴隷制度を行使する古代人や、女子にも高等教育が与えられるものであるという認識がないために男女のきょうだいに教育格差を設ける父親などである。しかし、それらは現代の規範に照らし合わせてこそ（一部の地域を除いては）誤信念とみなされるが、それが誤信念であるかどうかには人々の知識に影響する当時の時代背景や規範が深く関連している。このことは3節で指摘した「属性」にもかかわってくる。行為者の来歴には彼（女）の置かれた状況における規範が関与することがありうるが、ヒ素が入っていると知らずに砂糖を人に勧めてしまう行為は、それだけを取り出せば時代背景や規範は関与しない。無知と（主に時代背景に起因する）誤信念は区別されなければならないだろう。もし行為が無知ではなく誤信念によるものであり、その信念に基づいて明らかに他の信念や知識の歪曲が行われたなら、迷うことなく上記の例で挙げた人たちはみな有責ということになり、有責な無知の問題自体が生じなくなるだろう。

5. 結び：現代の問題へ

本稿では、無知による行為の責任に対するローゼンの懐疑的論証に対し、①「属性」概念の導入、②ローゼン型アクラシアでも有責となる事例がある以上、無知による行為の責任は懐疑を生じさせないのではないかという見解を提示した。本稿を閉じるに当たり、日常における「無知への非難」をとりあげ、それに対してどのように対処すればよいかについてひとつの方向性を示したい。

近年、特定のことを知らないがゆえの発言が非難されることが頻繁に見られる。それらの非難はおおかた、当該の知識にアクセスできる状況にありながらそれを行わないことが怠慢さと見なされることから生じる。例えば、小中高で習うはずの数学の公式や歴史上の出来事を知らないようなケースなどである。しかし、SNSの普及によって様々な知識の欠落が可視化されるようになったこと、すなわち、身近な人間のみならず顔も名前も知らないような第三者に知識の欠如が知られるようになった結果、責められる無知の範囲が広がっている。ある人が生まれる前に公開された映画や見ていなかった人気アニメのことに至るまで、無知は非難や軽蔑の対象になる。この状況はローゼンの論証における(2)の前提にある「先立つ有責な行為や怠慢」に当てはめられてしまうように思える。このように、現代では「有責な行為や怠慢」が比較的広く捉えられており、なおかつ知るべきことの範囲が有責性の判定者たる第三者の基準で恣意的に決められていることが多い。これらの非難の特性について考察するには、本来なら非難する側の立場や寛容度も考慮に入れるべきであるが、それらの要素についての考察は別の機会に譲り、なぜ「知らない」ということが責められるのかに目を向ける。

他人の無知を責める根拠となるのは、たいてい「調べればわかることを調べていない」ということである。「調べる」にはネットで検索するのみならず、書物を参照したり、ときには学校での学習の習熟度も含まれる。そしてなぜか、自分はそれなりの知識や経験を得て知っていることを相手が知らないということに苛立つということが生じている。

しかし—ここでローゼンの論証と「無知の責任」について追究することのずれが浮き彫りになるが—

方にとっては知っていて当然なことを相手が知らないことを責めるとき、非難する側は実は非難される側の無知を責めているのではなく、その背後にある怠惰さを責めているのではないだろうか。「有責な無知」の議論の目的は、「無知な行為はその無知ゆえに責められるかどうか」を明らかにすることであるはずである。すなわち、無知が行為の失敗および害悪の弁明(excuse)として機能するかどうかを問うていたはずである。非難の矛先が、その無知が由来するところの怠惰さに向けられてしまうならば、無知そのものが責められるべきかどうかは曖昧になってしまう。

非難の焦点は無知そのものではなくその背後にある不注意や怠慢さへと変わりつつあるが、このような傾向が好ましくないのは、背後にある不注意や怠慢さによる非難が何も無知による行為に限られたものではないため、無知の行為の責任問題を過失全般の非難可能性の問題にしてしまうからである。これでは純然たる「有責な無知」の議論たりえない。無知を「信念の誤り」と見なすことなく、アクラシアや怠慢さがあくまで「有責な無知」の問題の一要素であることを踏まえた議論を行うためには、無知な行為が生じるに至った状況と行為者の属性を詳細に記述することで責任追及可能性を問うてゆく営みが必要なかもしれない。

【参考文献】

Fischer, J. M. & Ravizza, Mark [1998] *Responsibility and Control: A Theory of Moral Responsibility*, Cambridge University Press.

Harman, E. [2011], “Does Moral Ignorance Exculpate?”, *Ratio* 24, 443-468.

Levy, N. [2004], “Self-Deception and Moral Responsibility”, *Ratio* 17, 294-311.

Rosen, G. [2004], “Skepticism about Moral Responsibility”, *Philosophical Perspectives* 18, 295-313.

———[2014], “Culpability and Duress: A Case Study,” *Proceedings of the Aristotelian Society Sup. vol. 88*, 69-90.

太田雅子[2014], 「自己欺瞞に責任を問えるか」、『法哲学年報 2013』(有斐閣), 270-281.

山口尚[2018], 「知識と有責性—ギデオン・ローゼンの論証をめぐって—」, *Contemporary and Applied Philosophy*, 10: 23-50.

註

- 1 おそらく当初の判断とは異なる帰結を伴う、ということを補う必要があるだろう。
- 2 もっとも、過去の経験や現在の地位などが意志の弱さに影響を与えることはありうるし、これらの「属性」は結局のところアクラシアに吸収されてしまうのではないかという見方もあるだろう。
- 3 レヴィーの説明では「もし私たちが道徳的理由も含めて理由を「他の行為をする」理由と認識して、あるシナリオのもとでは実際に他の行為をする(しようとする)ならば、私たちは『誘導コントロール』を行使しているのだ」となる(Levy [2004], 303)。誘導コントロールに関しては Fischer & Ravizza [1998] で詳説されている。
- 4 この前の段階でハーマンは2つのレッスンを展開してローゼンへの反論としているが、ハーマンのローゼンへの反論の全体像に関しては稿を改めて論じることにする。